

藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の策定について
藤沢市立学校教職員人材育成基本方針を次のとおり定める。

2015年（平成27年）2月4日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

藤沢市立学校教職員人材育成基本方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市立学校教職員の人材育成を図るため、その基本方針を定める必要による。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。